平成 26 年３月 27 日

各　　位

会　社　名　株式会社　七十七銀行
代表者名　取締役頭取　氏家　照彦
（コード番号 8341 東証第一部・札証）
問合せ先　総合企画部長 小野寺 芳一
（TEL 022-267-1111）

執行役員制度の導入に関するお知らせ

当行は、平成 26 年３月 27 日開催の定時取締役会において、執行役員制度の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．執行役員制度の目的

（１）取締役の機能・役割について、経営の意思決定・監督と業務執行を分離することを通じて、取締役会における経営の意思決定にかかる機能の強化・迅速化をより一層図ります。

（２）執行役員が業務執行に専念・特化することにより、業務執行にかかる機能の強化・迅速化を図ります。

２．執行役員制度の概要

（１）執行役員は、当行との委任契約にもとづき、行内外において業務執行部門における責任者としての権限を有します。

（２）執行役員の任期については、取締役と同様に１年間といたします。

３．導入時期

平成 26 年４月１日

４．執行役員人事

執行役員制度導入に関連する人事異動については、決定次第お知らせいたします。

以　上